

任意後見制度の利用について

任意後見制度は、本人に契約の締結に必要な判断能力がある間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人といいます）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です（公正証書を作成します）。なお、任意後見契約においては、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。ただし、結婚・離婚・養子縁組などの一身専属的な権利については、任意後見契約に盛り込むことはできません。本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見人が家庭裁判所に後見監督人選任の申立をおこない、選任されることにより任意後見活動が開始されます。以後は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人が任意後見契約で定められた仕事（財産の管理など）をチェックします。

公正証書を作成する費用は以下のとおりです。

(1) 公正証書作成の基本手数料⇒1万1,000円

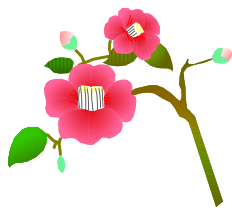
(2) 登記嘱託手数料⇒1,400円

(3) 登記所に納付する印紙代⇒4,000円

任意後見制度は、成年後見等の法定後見制度のように今現在、本人に判断能力の低下がなくとも利用することができますが、死後の処理を委任したり、法定後見制度のような取消権はありません。

呉市社会福祉協議会では、判断能力の不十分な方や、自分の将来に不安を感じている高齢者や障害者などの権利擁護を行うため、法人後見事業（法定後見、任意後見）を行っています。また呉市・広島弁護士会・リーガルサポートひろしま・広島県社会福祉士会・NPO法人成年後見ひろしま、中国税理士会の協力により成年後見制度相談事業をはじめ、研修や講演会等を行っています。なお、高齢者に対する権利擁護及び虐待については、各地域包括支援センターでも相談できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

| 対象地域        | センター名称           | 住 所            | 連絡先     |
|-------------|------------------|----------------|---------|
| 中央          | 中央地域包括支援センター     | 呉市和庄1丁目2-13    | 20-6307 |
| 天応・吉浦       | 天応・吉浦地域包括支援センター  | 呉市吉浦本町1丁目2-6   | 31-8390 |
| 昭和          | 昭和地域包括支援センター     | 呉市焼山西3丁目4-17   | 30-5666 |
| 宮原・警固屋      | 宮原・警固屋地域包括支援センター | 呉市坪ノ内町10-1     | 32-1006 |
| 阿賀・広・仁方・郷原  | 東部地域包括支援センター     | 呉市広古新開2丁目1-3   | 76-3333 |
| 川尻・安浦       | 川尻・安浦地域包括支援センター  | 呉市安浦町中央1丁目3-17 | 70-6662 |
| 下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊 | 安芸灘地域包括支援センター    | 呉市蒲刈町田戸2234    | 66-1115 |
| 音戸・倉橋       | 音戸・倉橋地域包括支援センター  | 呉市音戸町早瀬2丁目53-1 | 56-0665 |



社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

〒737-8517

呉市本町9-21

電話 0823-25-3505

FAX 0823-25-7453

成年後見制度を上手に  
利用していただくために



（社福） 呉市社会福祉協議会

成年後見制度ってなあに？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な方々が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を選任してもらう制度です。選任された人は（成年後見人等）は、本人の希望を尊重し（「自己決定の尊重」といいます）、家庭環境や生活状況、体力や精神状態などを配慮して（「身上配慮義務」といいますが、実際に介護等をするものではありません）、あなたにとって最も良い方法を選び支援することになります。

たとえば、一人暮らしの老人が悪徳商法の被害にあわれたという話がよく聞かれますが、このような場合も成年後見制度を上手に利用することによって被害を防ぐことができる場合があります。



成年後見制度を利用しても日用品の購入やその他日常生活に関する行為は、本人が単独で行うことができます  
居住用の不動産を売ったり貸したりするには、家庭裁判所の許可が必要です。

どうやって利用するの？

成年後見制度を利用するには一定の要件を満たす必要があります。また、成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられ、さらに法定後見制度には3つの類型があります。

| 判断能力がある場合<br>任意後見制度                             | 判断能力が衰えている場合<br>法定後見制度                               |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 将来のために自分を援助してくれる人や、援助してもらう内容をあらかじめ決めておくことができます。 | 法定後見制度は既に精神上的障害がある場合に利用できます。障害の程度によって後見、保佐、補助に分けられます |

ではこんな時、どちらの制度を使ったらいいでしょう・・・

☆精神障害者で、毎日の生活には特に支障はないが、体調不良の時に訪問販売が来たら断ることができず、必要のない高額な商品を買ってしまう

⇒任意後見制度もしくは法定後見制度

☆一人暮らしで子どももなく、夫が残してくれたマンションの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続を代わりにやってもらいたい⇒任意後見制度

☆兄が認知症の母と同居しているが、どうやら兄が勝手に母のお金を使っているらしい  
⇒法定後見制度

☆重度の知的障害をもつ子どもの、おや亡き後が心配だ⇒法定後見制度

☆最近、物忘れが激しくなり、一人暮らしのため老後がとても不安だ

⇒任意後見制度もしくは法定後見制度

☆寝たきりの祖母からお金の管理を頼まれたため、きちんと祖母のお金の管理をしているにもかかわらず、叔父や叔母からなにかと疑われてしまう⇒法定後見制度

☆認知症の母の不動産を売却して老人ホームの入所費用にあてたい⇒法定後見制度



成年後見登記制度（後見等の申立）の利用手続きの流れ

申立て 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に「後見（保佐・補助）開始の申立」（任意後見契約の発効の場合は「任意後見監督人選任の申立」）をします。

申立ができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族及び市町村長など（任意後見契約の発効の場合は本人、任意後見受任者、配偶者、四親等内の親族）です。



申立に必要な書類（後見＜保佐・補助＞開始の申立の場合）  
申立人・・・戸籍謄本  
本人・・・戸籍謄本、戸籍附票、登記されていないことの証明書、診断書  
後見人等候補者・・・戸籍謄本、住民票、身分証明書（市町村長の発行するもの）、登記されていないことの証明書

審判手続 家庭裁判所で本人の状況を調査したり、問い合わせなどを行い、必要に応じ、その判断能力について鑑定が行われます。



審判 申立に対して家庭裁判所からの判断が出されます。（申立ての日からおよそ3～6ヶ月かかります）



告知・通知 判断（審判）の結果が本人に告知または通知され、併せて、成年後見人等として選任された者にも告知されます。



確定 告知の二週間後に審判が確定します。



嘱託 家庭裁判所から法務局に審判の内容が通知（嘱託）されます。



登記 登記ファイルに審判の内容のうち所定の事項が記録されます。登記が完了すると、成年後見人等の限られた方からの請求により、その内容を証明する「登記事項証明書」が発行されます。

